令和４年５月２０日

郡市区等医師会 御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

出国の際の陰性証明・ワクチン接種証明について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会事業の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本からの出国の際の PCR 等陰性証明・ワクチン接種証明に関しての証明書や、各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件は様々で流動的に変化しております。

各医療機関におきまして、出国に際しての PCR 等陰性証明・ワクチン接種証明を発行依頼されることが今後も予測されますが、各国により、証明書の対応が異なっており、発行した証明書に不備等が生じ、受検者に損害が発生した場合、医療機関にクレームが来たり、事情によっては医療機関にも責任が発生する恐れがあります。

したがって、これらの国へ渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館への確認など、必ず最新の情報を確認ください。

本内容は、別添資料の令和 2 年・3 年度日本医師会外国人医療対策委員会報告書（抜粋）の中でも触れられており、細心の注意を払ってお取組み頂きたいものとなっております。

下記に参考ホームページのリンク先を掲載させていただきますので、ご活用ください。

貴会におかれましても本件ご了知の上、会員医療機関にご周知いただきますようお願い申し上げます。

また、本通知は本会ホームページの文書ライブラリにも掲載させていただいております。

＜参考＞

新型コロナウイルス感染症　予防接種証明書について｜厚生労働省（mhlw.go.jp）

外務省 海外安全ホームページ（mofa.go.jp）

※新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は流動的であり、以前の情報の内容から変更されている可能性があり、これらの国への渡航を検討される際の詳細な条件等につきましては、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認するようご注意ください。

※特定の外国への渡航を目的とした検査及びその結果を証明することを医療機関が把握していた上で、当該証明書に必要な記載事項の欠落により受検者に損害が発生した場合、医療機関にも責任が発生する恐れがあります。

※証明書発行の際には受検者に対して指定に合致した様式であるかご確認をお願いいたします。

大阪府医師会 HP→医師・医療関係者の皆様へ→文書ライブラリ→ID 検索１４００

大阪府医師会地域医療一課
電話：06-6763-7012